

空き家等の適切な管理と所有者等の責務

上越市では、空き家等の適切な管理及び活用促進を図るため、上越市と所有者等の責務を明ら かにし、対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく対策の実施、その他に関する措置につ いて、必要な事項を定めることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全し、魅 力あるまちづくりへの取り組みを行っています。

また、空き家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責 任において適切な管理に努めなければなりません。



シルバー人材センターの空き家管理



空き家等の適正管理業務について

上越市との協定締結を受け、居住者が老人ホームに入居し不在になった家や、市外在住のため 空き家を自ら管理できない方に代わり、シルバー人材センターが訪問し、点検を行います。









目視でチェック

家の外側から家屋や敷地内に問題が無いか確認いたします

【家屋】外壁・窓・雨樋の破損など 【敷地】雑草・植栽・不法投棄など主にお庭の状態 【その他】郵便受けの確認

報告書の送付

家屋の状態確認後、専用の報告書を作成し、郵便にて お送りいたします

センターで対応可能な仕事はお見積りし、実費で実施することが可能です

対応可能な仕事の例

除草作業・庭木の作業、家屋の簡易修繕等

※その他、対応可能な業務もございますので、是非ご相談ください

基本料金

基本サービス 金額(税込):空き家管理《1回》2,800円 《4回/年》10,000円

